

知多市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知多市消防団の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するための必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 知多市消防団の活動に協力している事業所等として市長が認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（第1号様式。以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、コミュニティ会長等の消防団活動を支援するものをいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、市長に知多市消防団協力事業所認定申請書（第2号様式）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付しようとする事業所等について、あらかじめ当該事業所等の意思を確認し、市長に知多市消防団協力事業所認定推薦書（第3号様式）により推薦することができる。

(認定基準、審査等)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦を受けたときは、当該事業所等が市税等の滞納及び消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等における事業所等の資機材等の提供、消防団の訓練場所若しくは施設用地の提供など消防団活動に協力している事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると、市長が認める事業所等

2 市長は、協力事業所としての認定を審査し、知多市消防団協力事業所表示証交付（不交付）等決定通知書（第4号様式）により当該事業所等に通知するものとする。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により協力事業所として認定及び表示証の交付を決定したときは、当該事業所等に表示証を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 協力事業所において見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。）により行う映像その他の広告

2 前項の規定により表示証を利用する場合は、第1号様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(整理簿の備え付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、知多市消防団協力事業所表示証交付整理簿(第5号様式)を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第8条 協力事業所としての認定の有効期間は2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、その有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 認定の効力が失効した事業所等については、表示を行うことができない。

(更新)

第9条 市長は、前条の有効期間を経過する前に協力事項の現状及び認定の継続の意思を確認した上で、当該認定を更新できるものとする。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、又はその他協力事業所として適当でないと認めるときは、当該認定を取消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に対して当該認定を取消す理由を付して知多市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、知多市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、消防本部庶務課において所掌する。

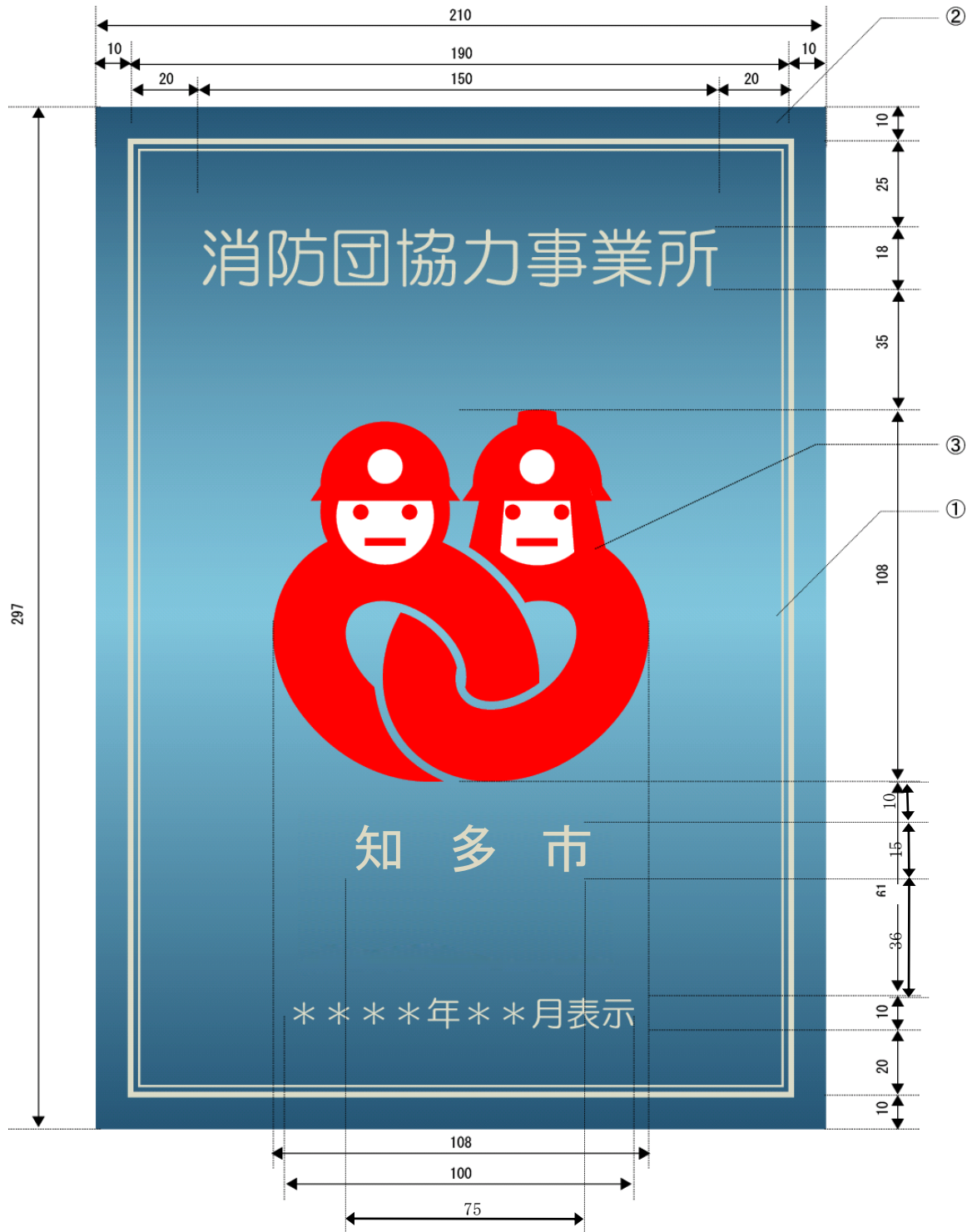
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀